

唐津市総合教育会議

子育て支援に係る 福祉と教育の連携について

令和5年8月23日（水）
唐津市教育委員会

【具体的な連携】

1. 放課後児童クラブ設置における学校施設利用の協力体制について
2. 放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携について
3. こども家庭相談室と教育委員会の連携について

1. 放課後児童クラブ 設置における 学校施設利用の 協力体制について

①放課後児童クラブの現状

仕事などで昼間、保護者が家にいない家庭の小学生に遊びや生活の支援を行っている。

○開所日 月曜日～土曜日
(夏休みなど長期休暇中を含む)

○時 間 放課後～19時(授業がある日)
7時30分～19時(授業がない日)

○場 所 52箇所
■専用施設 18箇所
■小学校 23箇所
■その他公共施設 11箇所



②放課後児童クラブの整備について

【課題】

- 国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童クラブの整備について、学校施設を徹底的に活用することを掲げてあるが、保健福祉部、教育委員会及び学校との情報共有、調整の連携が円滑に図られてこなかったことから、活用が進んでいない。
- 唐津市公共施設再配置計画では、放課後児童クラブの整備について、『新たな施設整備は最小限に留め、余裕教室等の活用を進めるなど適正規模での配置とする』としている。

③対策（連携した取り組み）

- 学校施設の活用を円滑に進めるため、保健福祉部と教育委員会で『学校施設を活用した放課後児童クラブの運営に係る協定書』を策定する。
 - ・学校施設の徹底活用に向けた検討
 - ・管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故がおきた場合の対応等の取り決め
- 保健福祉部、教育委員会及び学校が連携を深め、実施主体にかかわらず、立場を越えて共通理解や情報共有を図り、十分に協議を行える体制づくりに努める。
- すでに学校施設外で放課後児童クラブを実施している場合についても、学校施設の活用が可能な協議を行う。

2. 放課後子ども教室と 放課後児童クラブの 連携について

放課後子ども教室 推進事業について

全ての子どもたちのために
放課後児童クラブとの
連携強化を図る



北波多子ども教室（志気浮立）

【放課後子ども教室の目的】

全ての児童を対象として、学校と地域が連携・協働し、公民館等で放課後や週末に地域の方の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動、体験活動などを行い、教育力向上と地域活性化、地域愛の醸成を図るもの。

また、放課後等の安全・安心な居場所であり活動拠点とする。

子ども家庭庁の「放課後児童健全育成事業」と連携した総合的な放課後対策として推進するもの。

【放課後子ども教室の事業概要】

○平成19年事業開始

○実施教室数 26教室

公民館24教室、

その他2か所（音楽教室K音、海遊キッズ）

○令和4年度実績

実施回数 974回（週1~2回。主に水曜・土曜）

参加人数 13,130人（延べ）

○財源（佐賀県学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金）

（国1/3、県1/3、市1/3）

【放課後子ども教室内容】

茶道教室、スポーツ体験（ヨット・ボッチャ）、学習教室、自然体験（芋苗植え）、座禅教室、工作教室、生花教室、交流事業など



学校



- ・放課後児童クラブからの
放課後子ども教室への参加実績
(令和4年度)
参加者1,939人 18教室

連携

地域学校協働活動
推進員
(教育委員会委嘱)

児童クラブ



☆放課後児童支援員

放課後児童クラブ

放課後子ども 教室



- ☆協働活動サポーター
・地域の大人
・高校生ボランティア
- ☆公民館職員



新・放課後子ども総合プラン

次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と子ども家庭庁が協力し、一体型を中心とした放課後子ども教室と放課後児童クラブの計画的な整備等を進めることを目的とする。

運営委員会の設置

教育委員会と保健福祉部が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の関係者との間で、それぞれの運営等について**共通理解**や**情報共有**を図り、全ての児童の安全・安心な居場所づくりに向けて十分な協議を行うために、運営委員会を設置する。

3. こども家庭相談室と 教育委員会の連携に ついて

①現状

- 『唐津市要保護者等対策地域協議会』の進行管理会議にて、児童に関する情報共有や支援に係る協議を行う。
- 不登校等により学校側が目視確認できない児童について、教育委員会から依頼を受け、こども家庭相談室が目視による確認を行う。
- 唐津市教育支援委員会委員にこども家庭相談室職員が1名任命されており、就学相談会において障がいのある児童生徒などの就学相談を受けている。

②唐津市要保護者等対策地域協議会(要対協)

虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護及び支援を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報を共有し、支援内容について協議するなど、連携して対応することを目的に設置している。

■協議会委員：26名（各関係機関より）

■内 容：児童虐待及び要保護児童等に関する処理
進行管理会議 月1回。実務者会議 年6回。

こども家庭相談室、学校教育課、北部児童
相談所等

③連携した取り組み

- ・教育委員会は学校を指導・支援する立場として、支援対象児童等の情報及び支援方針を把握する必要があるとし、令和3年度より進行管理会議に出席。学校とこども家庭相談室の橋渡し役として機能している。
- ・各学校で抱える児童等の情報は、まずは学校から教育委員会へ共有。支援が必要な児童等については、教育委員会からこども家庭相談室へ支援を依頼する。
※虐待ケースについては、学校から直接こども家庭相談室に支援を依頼できる。

③連携した取り組み

- ・ 支援を要する児童・生徒や保護者について、個別のケース会議を開き、必要に応じて様々な機関や関係者が集まり、それぞれの立場から支援方法について意見を述べる会議を行う。

※様々な機関

こども家庭相談室、学校教育課、
北部児童相談所、
スクールソーシャルワーカー 等

④課題

- ・ 予防的観点から、『唐津市要保護者等対策地域協議会』に挙げられる児童生徒や保護者以外にも、情報共有が必要なケースがある。
- ➡ 学校、教育委員会、こども家庭相談室の3者間における連絡・共有体制の強化を図る。